

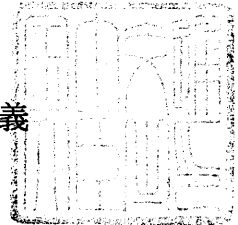
国海総第290号
平成21年9月15日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一 義



国土交通省設置法第14条第1項第1号及び海上交通安全法第36条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第91号

新交通ビジョンを踏まえた海上交通の安全確保のための制度改正の施行について

諮問理由

我が国における海難の発生隻数、海難に伴う死者・行方不明者は、横ばい傾向で推移している。

また、今後も、船舶の大型化・高速化の進展、外国籍船舶の増加等により潜在的な海難のリスクが高まっていくものと考えられる。

一方で、平成19年4月には海洋基本法が成立し、海洋の安全の確保を図ることが国の責務であると明記された。また、平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画では、海上交通の安全に係る取り組みとして海上交通ルールの見直し等を推進することとされた。

さらに、リアルタイムでの船舶の動静把握等を容易にする船舶自動識別装置(AIS)の普及が進展している。

こうした状況の中、本審議会において、今後の海上交通安全行政が果す役割りと方向性の基本的な考え方を内容とした「新交通ビジョン～海上交通の安全確保に向けての新たな展開～」(平成20年6月答申)並びに海域の特性に応じた新たな航法の設定及び船舶の安全な航行を援助するための制度の創設等を内容とした「新交通ビジョンを踏まえた海上交通の安全確保のための制度改正について」(平成21年1月答申)を取りまとめたいただき、これら答申に基づき、平成21年6月「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が成立したところである。

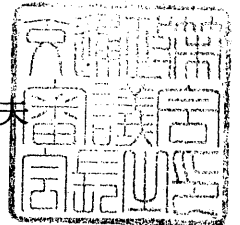
今般、当該改正法の施行に関する事項について、本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。



国交政審（海）第13号
平成21年9月17日

交通政策審議会海事分科会
会長 杉山武彦 殿

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫



交通政策審議会海事分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第91号「新交通ビジョンを踏まえた海上交通の安全確保のための制度改正の施行について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき海事分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。